

障害者総合支援法の 対象となる難病が追加されます

「障がい福祉サービス等※¹」の対象となる疾病が、
369から376へ拡大されます。

対象となる方は、障がい者手帳※²をお持ちでなくても、
必要と認められた支援が受けられます。

※¹ 障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む)

※² 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

対象となる方

※対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



◆対象疾病に該当する方

※令和 7 年 4 月 1 日から新しく追加される疾病

- ・LMNB1関連大脳白質脳症
- ・PURA関連神経発達異常症
- ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・乳児発症STING 関連血管炎
- ・原発性肝外門脈閉塞症
- ・出血性線溶異常症
- ・ロウ症候群

※令和 7 年 4 月 1 日に表記を変更する疾病

【旧】令和 7 年 3 月 31 日まで	【新】令和 7 年 4 月 1 日以降
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
特発性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症

手続き

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。

※ 難病法に基づき指定難病の方に発行される「登録者証」をお持ちでない方でも、障害者総合支援法の独自の対象疾病の方は障害福祉サービスの利用が可能です。

◆障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障がい支援区分の認定を受ける必要はありません）

◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 制度推進グループ

電 話 06-6941-0351（内線2464、4145）

FAX 06-6942-7215

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jiritushien/>